



茨城県報

第 696 号

令和 8 年 (2026 年) 3 月 16 日

月 曜 日

目 次

規 則	ページ
(公 安 委 員 会)	
●茨城県警察組織規則の一部を改正する規則……………	2
(人 事 委 員 会)	
●職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………	2
●管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………	3
告 示	
●土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (資源循環推進課) ……	3
●知事指定薬物の指定の失効 (薬務課) ……	6
●民生委員協議会を組織する区域の一部改正 (福祉政策課) ……	6
●道路の区域の変更 (道路維持課) ……	6
●道路の供用の開始 (4 件) (道路維持課) ……	7
●道路の占用を制限する区域の変更 (道路維持課) ……	8
●事業計画の変更の認可 (5 件) (下水道課) ……	8
(病 院 局)	
●病院事業管理者が定める診療料及び手数料の額の一部改正……………	11
公 告	
●基本測量の実施 (用地課) ……	19
●公共測量の実施 (2 件) (用地課) ……	20
●公共測量の終了 (用地課) ……	20
●開発行為の工事完了 (建築指導課) ……	21
(警 察 本 部)	
●落札者等の公示……………	21
訓 令	
(県 議 会)	
●茨城県議会事務局組織規程の一部を改正する訓令……………	22
指 示	
(茨城海区漁業調整委員会)	
●漁業法に基づく指示 (4 件) ……	22

茨城海区漁業調整委員会指示第 7 号

ひらめ資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 8 年 3 月 16 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 清 水 信 宏

- 1 次の表の左欄に掲げる区域においては、同表右欄に掲げる期間は、ひらめの採捕を目的とした活き餌を用いた釣りをしてはならない。

区 域	禁 止 期 間
北緯36度50分以上の茨城県海面	4月1日から11月30日まで
北緯36度32分以上から 北緯36度50分より南の間の茨城県海面	1月1日から12月31日まで
北緯36度00分以上から 北緯36度32分より南の間の茨城県海面	4月1日から11月30日まで
北緯35度52分以上から 北緯36度00分より南の間の茨城県海面	4月1日から10月31日まで
北緯35度52分より南の茨城県海面	4月1日から11月30日まで

- 2 遊漁船業を営む者は、乗客に対し、前項に掲げる区域及び期間においてひらめの採捕を目的とした活き餌を用いた釣りをさせてはならない。
- 3 この指示の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

茨城海区漁業調整委員会指示第 8 号

茨城県海面におけるひき縄釣（釣糸及び釣針を有する漁具を、船舶を使用してひきまわして行う釣漁法をいう。）により水産動物を採捕する場合について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 8 年 3 月 16 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 清 水 信 宏

（採捕の制限）

- 1 茨城県海面漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第73号。以下「調整規則」という。）第41条第1項第6号に掲げる海域において、ひき縄釣により水産動物を採捕する者は、茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、漁業者が漁業を営むために行う場合又は漁業従事者が漁業者のために従事して行う場合はこの限りでない。

（承認の対象）

- 2 1の承認の対象は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 試験研究又は教育実習のためひき縄釣により水産動物を採捕しようとする試験研究機関又は教育機関等（以下